

東浦町教育委員会防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱

東浦町教育委員会が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する事項は、東浦町防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱の規定の例による。この場合において、第5条第5項中「防犯に関する事務を所掌する課の長」とあるのは「教育機関の管理に関する事務を所掌する課の長」と、第10条中「町長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に設置されている防犯カメラについては、この要綱の規定に基づき管理及び運用がされなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。